

国家戦略特別区域 区域計画 (案)

目 次

1. 東京圏	・ ・ ・ ・ ・	1
2. 関西圏	・ ・ ・ ・ ・	2
3. 新潟市	・ ・ ・ ・ ・	4
4. 愛知県	・ ・ ・ ・ ・	6

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(3) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体が、それぞれの公道を活用したイベントの開催時におけるカフェ、ベンチ等の設置等により、都心型MICE及び都市観光の推進等を図る。

本事業に係る施設等の種類は、国家戦略特別区域法施行令第19条第5号のイ～ハ、当該施設等を設ける道路の区域は別添のとおりとする。

(事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発などの措置を併せて講ずる。)

⑤ 自由が丘商店街振興組合

- ・特別区道一級幹線28号線、特別区道一級幹線29号線及び特別区道H 103号線(別添5)

(11) 名称：都市公園占用保育所等施設設置事業

内容：都市公園の占用許可に係る都市公園法の特例

(国家戦略特別区域法第20条の2に規定する都市公園占用保育所等施設設置事業)

社会福祉法人三樹会が、東京都立汐入公園（東京都荒川区）に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成29年4月設置】

(12) 名称：医師の養成に係る大学設置事業

内容：国際的な医療人材の育成のための医学部の新設に係る認可の基準の特例

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

学校法人国際医療福祉大学が、医学部の設置の認可を受けた上で、千葉県成田市において、国際的な医療人材を育成するための医学部を新設する。

【平成29年4月開設】

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(5) 名称：課税の特例措置活用事業

内容：設備投資に係る課税の特例

(国家戦略特別区域法第27条の2に規定する課税の特例措置活用事業)

① iPS細胞由来の血小板製剤供給事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 特別償却・投資税額控除、ii) 研究開発税制の特例、iii) 固定資産税の課税標準の特例

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

安全性が高く、安定供給が可能で、医療コストの低い血小板の輸血を実現するため、ヒト iPS 細胞から、血小板の元となる細胞（巨核球マスター・セル）を経て、高品質の血小板を大量生産する方法の研究開発を行う。

b) 当該事業が行われる区域 京都大学医学部附属病院内等

c) 当該事業の実施期間 平成27年4月～平成32年4月

d) 当該事業により取得等される設備等の概要

iPS細胞由来の血小板製剤製造に係る研究開発用細胞培養装置一式 等

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第1条第2号ロ

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業により研究開発を行う iPS 細胞由来の血小板製剤の製造は、世界の医療分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置付けられ、関西圏における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体 株式会社メガカリオン（京都市左京区）

② MEMS デバイスを用いたディスプレイ型医療機器の開発に関する事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 特別償却・投資税額控除

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

医療現場において、QOL 改善や医療事故の防止、患者負担軽減を実現するため、超小型高性能・低コストマイクロポンプを活用したディスプレイ型

ル型医療機器の開発を行う。

b) 当該事業が行われる区域 大阪府和泉市あゆみ野2丁目6番1号
(大研医器株式会社商品開発研究所)

c) 当該事業の実施期間 平成27年11月～平成30年3月

d) 当該事業により取得等される設備等の概要

MEMSデバイスを用いたディスプレイ型医療機器の製造設備等

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第1条第1号イ

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業における先端的な医療機器の開発は、世界の医療分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置付けられ、関西圏における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体 大研医器株式会社(大阪府中央区)

(9) 名称：国家戦略特別区域診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業

内容：粒子線治療の研修に係る出入国管理及び難民認定法施行規則の特例

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

兵庫県立粒子線医療センターにおいて、粒子線治療の普及及び日本製診療用粒子線照射装置の輸出促進のため、外国の医師、看護師又は診療放射線技師や、同行する放射線物理学の専門家等を受け入れ、粒子線治療に係る研修の期間を現行の1年から2年までとする。【平成28年1月より実施】

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(2) 事項：特区医療機器薬事戦略相談の実施

内容：大阪大学医学部附属病院が、革新的医療機器の開発について、特区医療機器薬事戦略相談を活用して、治験期間を短縮し、開発から市販・承認までのプロセスを迅速化することにより、日本発の革新的医療機器の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する。【直ちに実施】

新潟市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：農業法人経営多角化等促進事業

内容：農業生産法人に係る農地法等の特例

（国家戦略特別区域法第18条に規定する農業法人経営多角化等促進事業）

以下に掲げる法人が、新潟市内の農業者等と連携して農地法等の特例を活用した新たな農業生産法人を設立し、又は特例農業法人となって、新潟市内の耕作放棄地を含む農地を利用しながら農作物の生産・加工を行う。

⑧ 東日本旅客鉄道株式会社（東京都渋谷区）

【平成28年2月を目途に設立】

⑨ 株式会社ひらせいホームセンター（新潟市西区）

【平成28年1月を目途に設立】

(2) 名称：農地等効率的利用促進事業

内容：農業委員会と市町村の事務分担に係る特例

（国家戦略特別区域法第19条に規定する農地等効率的利用促進事業）

新潟市と新潟市内6農業委員会との同意に基づき、新潟市内全域の農地について、農地法第3条第1項本文に掲げる権利の設定又は移転に係る同委員会の事務の全部を、新潟市長が行う。【平成28年4月より実施】

(5) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第16条の4に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業）

新潟市が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、新潟市内における外国人による創業活動を促進する。

【平成28年4月より実施】

(6) 名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：NPO法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

(国家戦略特別区域法第24条の4に規定する特定非営利活動法人設立促進事業)

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人(NPO法人)の設立を促進するため、新潟市が所轄庁として実施するNPO法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、2月から2週間に短縮する。【平成28年1月より実施】

(7) 名称：課税の特例措置活用事業

内容：設備投資に係る課税の特例

(国家戦略特別区域法第27条の2に規定する課税の特例措置活用事業)

① 革新的な農業情報提供システム実証事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 特別償却・投資税額控除、ii) 研究開発税制の特例

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

農業生産性を向上させるため、上空からのリモートセンシング及びフィールドセンサーネットワークにより得られるデータを活用する革新的な農業情報サービスの研究開発を行う。

b) 当該事業が行われる区域 新潟県新潟市中央区笹口2丁目13-11

(ウォーターセル株式会社)

c) 当該事業の実施期間 平成27年12月～平成29年3月

d) 当該事業により取得等される設備等の概要

革新的な農業情報提供システム実証事業に係るフィールドセンサーネットワーク一式

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第1条第2号ニ

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業により研究開発を行う農業情報提供システムは、新たな農業生産モデルの創出に寄与し、農業分野における我が国の国際競争力の強化に資する取組みと位置付けられ、新潟市における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体 ウォーターセル株式会社(新潟県新潟市)及び株式会社

I H I (東京都江東区)

愛知県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(6) 名称：公立国際教育学校等管理事業

内容：公立学校運営の民間開放に係る学校教育法等の特例

(国家戦略特別区域法第12条の3に規定する公立国際教育学校等管理事業)

民間が主体となった学校運営により、生産現場のニーズに対応した人材を育成するため、県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理を民間事業者に委託する。【平成29年4月より開始】

(7) 名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：NPO法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

(国家戦略特別区域法第24条の4に規定する特定非営利活動法人設立促進事業)

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（NPO法人）の設立を促進するため、愛知県及び名古屋市が所轄庁として実施するNPO法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、2月から2週間に短縮する。【平成28年1月より実施】

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、農業、医療、教育等の総合的な規制改革の実現が図られ、愛知県における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

事項：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：雇用条件の明確化等を通じ、新規開業直後の企業やグローバル企業の設立等を促進するため、事業実施者の早期選定を行い、名古屋市内において、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用し、弁護士等による高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成28年4月より実施】

i) 設置主体：国（競争入札により事業実施者を選定）

ii) 設置場所：愛知県産業労働センター

- iii) 実施体制：センター長、代表弁護士、代表相談員等を配置する。
- ・センター長は、本事業が「区域方針」及び「愛知県国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、助言及び指導を行うとともに、「雇用労働相談センター運営協議会（仮称）」を開催し、センターの運営を円滑に実施するために必要な連絡調整を行う。
 - ・代表弁護士は、特に労働関係法令や雇用指針に精通し、かつ国際的な労働ルール及び商習慣を熟知していると認められる弁護士の中から選任する。
 - ・代表相談員は、特に労働関係法令や労務管理の実務に精通していると認められる相談員の中から選任する。
- iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
- ・弁護士による高度な専門性を有する個別相談対応
 - ・弁護士等による個別訪問指導
 - ・相談員による電話相談、窓口相談等の対応
 - ・セミナーの開催等
- v) その他：センターには相談員等が複数名常駐し、相談対応時間は、月・火・水・木・金曜日（国民の祝日及び年末・年始（12月29日～1月3日）を除く）の午前9時から午後8時30分までとする。